

福祉用具・住宅改修の概要

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の提案を踏まえ、新たな種目・種類の追加や、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催。

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関する事。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関する事。

【評価・検討の流れ】

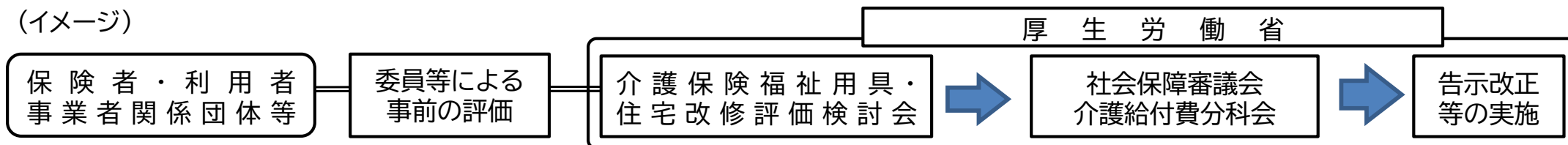
■新規提案の場合

通年	厚生労働省HPより提案票の受付。（11月以降に受付けた提案は、次年度の検討会で評価・検討）
11月～1月	提案資料の確認。評価・検討に必要な情報が不十分な場合、構成員の助言を踏まえ、追加データを提案者に依頼。
2月～3月	評価検討会を開催し、提出された提案について種目・種類の追加や拡充の妥当性や内容について評価・検討。

■「評価検討の継続」と判断された提案の場合

通年	必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施。（改めての提案票の提出は不要）
----	--

（イメージ）



【介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員】（順不同・敬称略） 令和6年8月時点

氏 名	所 属・役 職	氏 名	所 属・役 職
石田 光広	稲城市 副市長	大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発室長	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表	松本 吉央	東京理科大学先進工学部機能デザイン工学科 教授
大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院 病院長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
宮本 隆史	社会福祉法人 善光会 理事 最高執行責任者 兼 統括施設局長	斉藤 裕之	株式会社SOYOKAZE 常務執行役員 経営企画室部長

介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】＜原則＞

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ（※2）
- ・ 歩行器（※2）
- ・ 歩行補助つえ（※2）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】＜例外＞

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 入浴補助用具（※1）
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

（※1）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※2 固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉杖は除く）は、選択制の対象福祉用具となる。）

【給付制度の概要】

- ① **貸与の原則**：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ② **販売種目**：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③ **選択制**：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④ **現に要した費用**：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」（正規分布の場合の上位約16%）に相当する。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料(平成10年8月24日)に令和6年介護報酬改定の項目を赤字追記。)

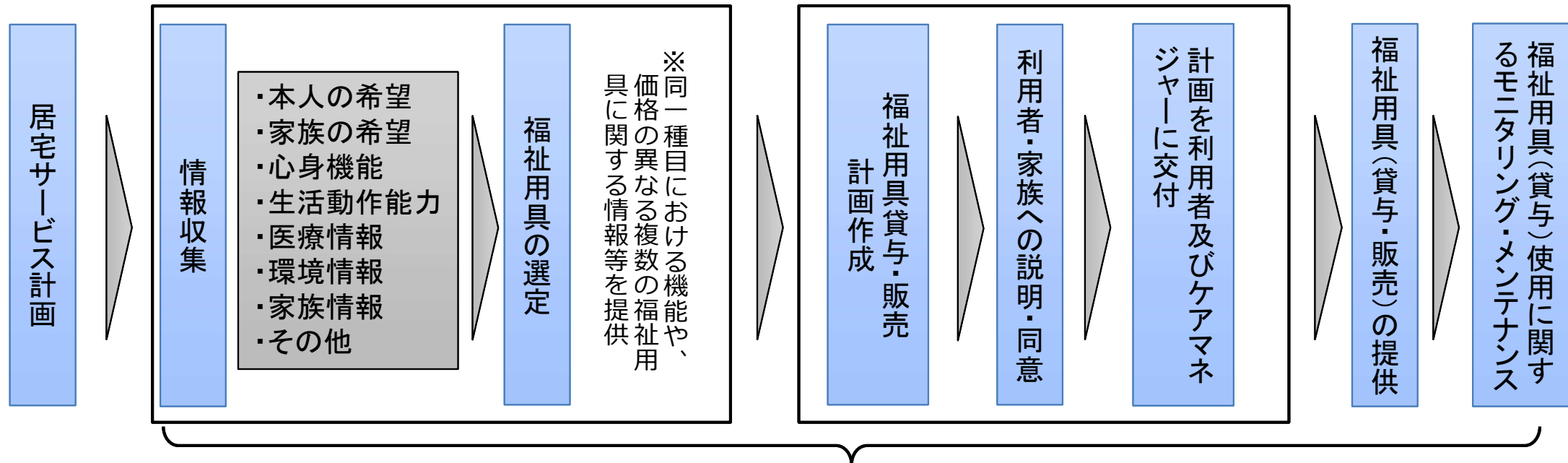
介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)
 3. 選択制の対象となる種目・種類のうち利用者が販売を選択したもの(歩行補助つえ、歩行器、スロープ)

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



福祉用具専門相談員（指定福祉用具貸与・販売事業所）による（介護予防）居宅サービス

- ・ 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。
- ・ 提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
- ・ また、福祉用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう 福祉用具の使用状況の確認し、使用方法の指導・修理等（福祉用具使用に関するモニタリングやメンテナンス）を貸与後も実施する。

※ 特定福祉用具販売については、福祉用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- ・ 利用目標
- ・ 福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、
- ・ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）

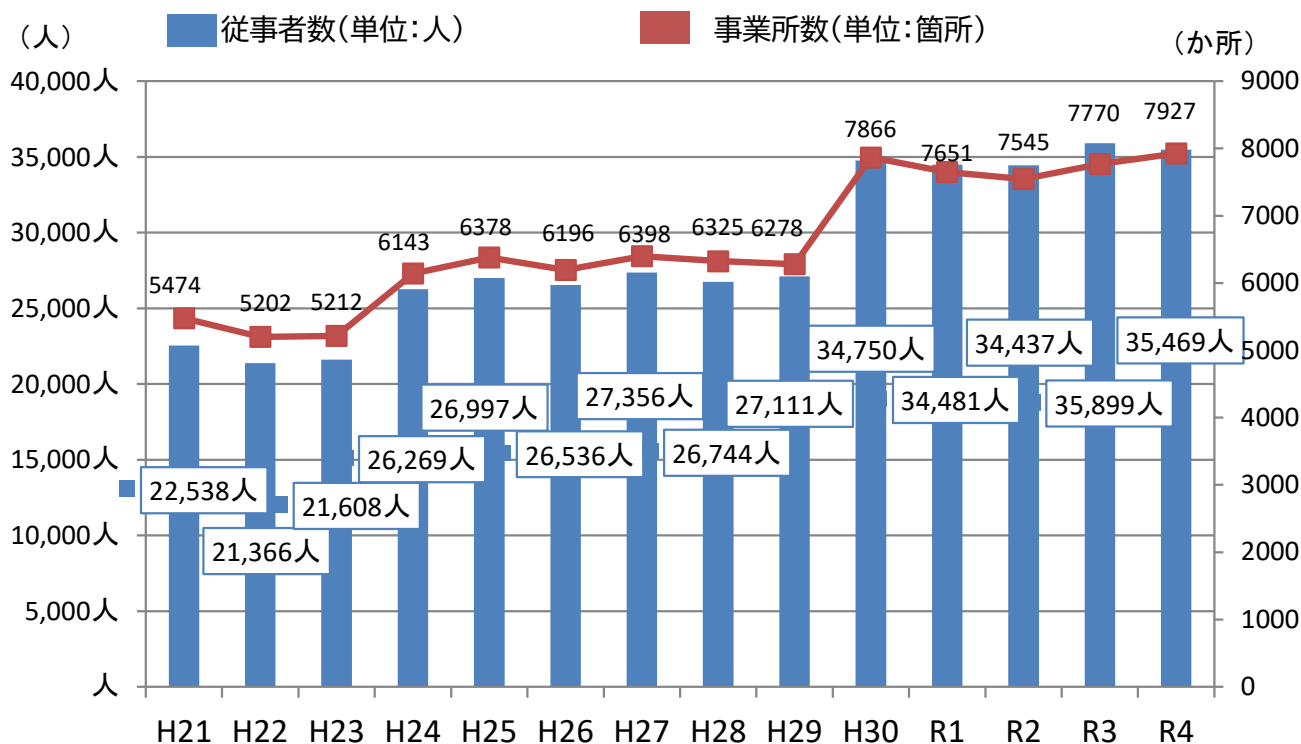
※ 福祉用具貸与の場合、福祉用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

福祉用具専門相談員について

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、4.5人(令和4年10月1日現在)。※常勤の福祉用具専門相談員のみ計上。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会(50時間)修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

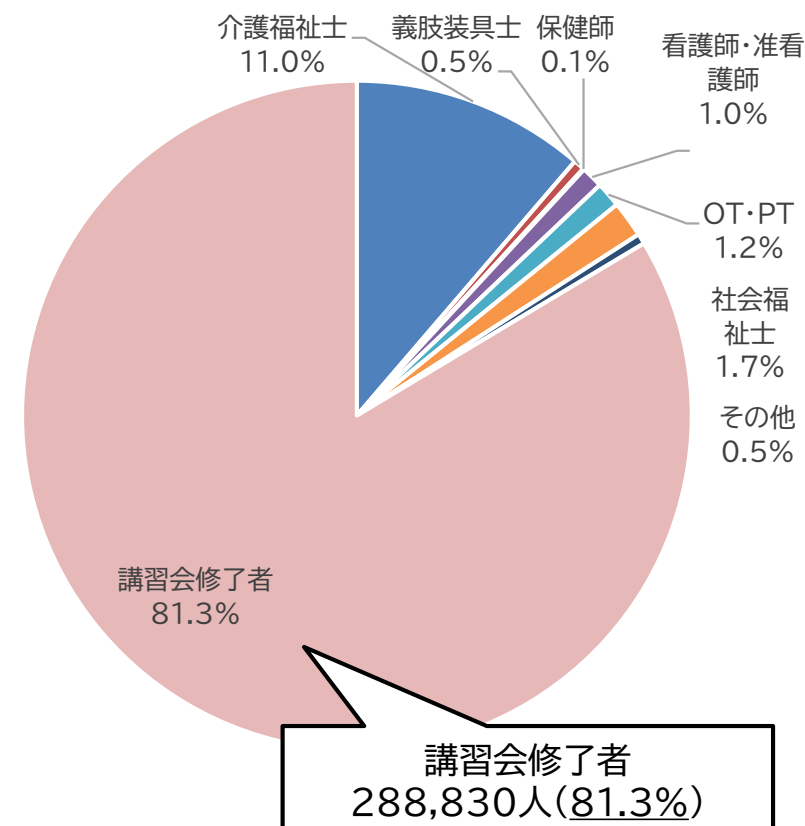
事業所あたり 従事者数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	4.1人	4.1人	4.3人	4.2人	4.3人	4.3人	4.2人	4.3人	4.4人	4.5人	4.6人	4.6人	4.5人



出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

注:調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

② 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答)



出典:介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第14-1表

(令和4年10月1日現在 n=35,469)

※ nについて、従事者数のうち資格の状況不詳者を除いた数値

介護保険における住宅改修

1 住宅改修の概要

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、保険給付の対象としている。

住宅改修を行う際（＊）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、事前に市町村へ申請書を提出し、工事完成後、領収書等を提出することにより、保険給付される。

（＊）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請も可能。

2 住宅改修の種類

- （１）手すりの取付け
- （２）段差の解消
- （３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （４）引き戸等への扉の取替え
- （５）洋式便器等への便器の取替え
- （６）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

生涯２０万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）

- ・ 住宅改修が個人資産の形成につながる面があること、賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等を考慮。
- ・ 保険給付は原則９割（上限１８万円）、所得に応じて８割（上限１６万円）・７割（上限１４万円）
- ・ 限度額の範囲内であれば、複数回の申請も可能。
- ・ 要介護状態区分が重くなったとき（三段階上昇時）、また、転居した場合は再度２０万円までの支給限度基準額が設定される。

第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階	第六段階
要支援 1	要支援 2 ・ 要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5

介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10.8.24))

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

住宅改修の流れ

手続きの流れ



ケアマネジャー等に相談



施工事業者の選択・見積もり依頼



市町村へ **工事前** に申請

市町村は内容を確認し、結果を教示



改修工事の施工→完成／施工業者へ支払



市町村へ **工事後** に改修費の支給申請

住宅改修費の支給額の決定・支給

事前申請時のポイント

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

提出書類

- ①支給申請書
- ②工事費見積り書（複数事業所からの見積もり提出を促進）
- ③住宅改修が必要な理由書（※）
- ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの（日付入り写真又は住宅の間取り図など）

※理由書の作成者

介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請時のポイント

- 利用者は、工事後領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

提出書類

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）、

- ⑧住宅の所有者の承諾書（住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合）

※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、①及び③を提出することができる。